

## 一宮市救急認定証交付基準

### (目的)

第1 この基準は、応急手当の普及啓発活動に関する実施要綱（平成6年消防本部告示第1号）第24条の規定に基づき、救急認定証の交付基準を定め、安全で安心して暮らせる環境を整備することを目的とする。

### (救急認定証の交付要件)

第2 救急認定証は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす場合に交付するものとする。

- (1) 救命講習を受講した従業員が、営業時間又は公開時間中に1名以上勤務し、速やかに応急手当が実施できること。
- (2) 応急手当を必要とする傷病者が発生した場合の対応等を記載した別紙に定める「救急活動計画書」を作成していること。
- (3) AEDを常備し適切に管理していること。

### (救急認定証交付申請)

第3 救急認定証の交付を受けようとする事業所の代表者は、救急認定（更新）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出するものとする。

### (申請書の審査)

第4 消防長は、第3に規定する申請書が提出されたときは、内容を審査するとともに、事業所におけるAEDの設置状況及び救命講習修了者の人数を調査するものとする。

### (救急認定証の交付)

第5 消防長は、第4に規定する審査により救急認定証を交付することが適当であると認めるときは、その事業所を救急認定証交付台帳（様式第2号）に記載し、救急認定証（様式第3号）を交付するものとする。

### (救マークの掲示)

第6 救急認定証の交付を受けた事業所（以下「救急認定事業所」という。）は、救マーク（様式第4号）を事業所の出入口等、利用者に見やすい場所に掲示するものとする。

### (救急認定証の有効期限)

第7 救急認定証の有効期限は、これを交付した日から3年経過後の最初の3月31日とする。ただし、救急認定事業所から申請書が提出され、第2各号に掲げるすべての要件を満たしていることが確認できる場合は、更に3年間有効とする。

### (救急認定の取消し)

第8 消防長は、救急認定事業所において第2各号に掲げる要件のいずれかを満たさない事情が生じたときは、その認定を取り消すことができる。

(救急認定事業所の責務)

第9 救急認定事業所は、従業員が正確かつ速やかに応急手当等を実施できるように、救命講習を受講させる等、従業員の育成及び指導に努めるものとする。

付 則

この基準は、平成20年7月9日から施行する。

付 則

この基準は、平成27年10月1日から施行する。